

共同住宅等が各戸検針及び水道料金等徴収を開始する為に必要な事前協議から契約締結、各戸検針制度開始までの流れ

   は、給水装置所有者等  
   は、上下水道局  
   は、互いに実施する協議等

新築の場合

工事等の状況	申請手続き等の流れ	備考
<p><b>建築前</b></p> <p>事前協議の内容等の説明を参考に、給水装置所有者等及び委任状により委任された受任者（指定給水装置工事業者、建築請負者等）、建築士等で「共同住宅等における各戸検針及び水道料金等徴収に関する取扱規程」について熟考し、申請されるかについて決定</p> <p>建築に伴う給水申請（臨時）</p>	<p>申請手続き等の流れ</p> <p>上下水道局窓口にて事前協議申請書、申請書及び関係書類等を配布 ※ホームページでもダウンロード可</p> <p>事前協議書及び委任状（給水装置所有者等以外が申請等を行う場合）の提出</p> <p>事前協議 ・趣旨、適用範囲、設置基準、契約内容等の説明 ・申請手続き等の説明 ・その他の注意事項説明</p> <p>申請の提出・受付 共同住宅等における各戸検針及び水道料金等徴収に関する申請書及び関係書類提出及び受付 ※すぐに記入できない箇所及び提出できない関係書類は調整し、随時記入又は提出 ※検査前までには、申請書及び関係書類は全て記入及び提出完了していること</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道番号を決定し、給水装置所有者等及び受任者（指定給水装置工事業者等）へ交付</li> <li>事前協議後、給水装置所有者等及び受任者（指定給水装置工事業者等）より申請書及び関係書類を受付</li> <li>申請書及び関係書類を確認し、適合、不適合を審査。</li> <li>取扱規程及び契約（適用範囲、設置基準等）に適合していない場合は、修正又は差替えを要求 <b>（申請書類は、遅くとも「検査日の2週間前」までに記載内容に不備がない状態で提出すること）</b></li> </ul>
<p><b>建築開始又は建築中</b></p>	<p>審査により不適合</p> <p>審査 申請書及び関係書類</p> <p>親メーターのみの検針及び料金等徴収 ※「連合専」適用可能ならば申請</p> <p>審査により適合</p>	<p>・審査により、不適合の場合は、親メーターのみの検針・料金徴収となります ※「連合専用」適用可能ならば、申請いただく</p>
<p><b>建築完成前又は完成</b></p> <p>建築に伴う給水申請（臨時）の閉栓及び給水申請（本申請）の開栓</p>	<p>申請書及び関係書類（図面等）の差し替え</p> <p>審査により不適合</p> <p>審査（差替え）申請書及び関係書類</p> <p>親メーターのみの検針及び料金等徴収 ※「連合専」適用可能ならば申請</p> <p>審査により適合</p> <p>検査により不適合</p> <p>検査 現場検査</p> <p>親メーターのみの検針及び料金等徴収 ※「連合専」適用可能ならば申請</p> <p>検査により適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同住宅等建物の完成1ヶ月前までには、共同住宅等における各戸検針及び水道料金等徴収に関する検査依頼書、水道番号シール、契約書（2部）、口座振替依頼書（戸数分）を受け取っていただく ※契約書は、押印（割印含む）、収入印紙添付等の説明あり</li> <li>共同住宅等における各戸検針及び水道料金等徴収に関する検査依頼書を提出 ※局と検査日を調整 <b>（検査依頼書は、遅くとも「検査日の1週間前」までに記載内容に不備がない状態で提出すること）</b></li> <li>検査前に申請書及び関係書類（図面等）の差し替えがある場合、差替え後の審査により、不適合の場合は、各戸検針制度の適用ができないため、親メーターのみの検針・料金徴収となります。 ※「連合専用」適用可能ならば、申請いただく</li> </ul>
<p><b>引渡し</b></p>	<p>共同住宅等における各戸検針及び水道料金等徴収に関する契約を締結</p> <p>共同住宅等における各戸検針及び水道料金等徴収制度開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場検査 <b>（検査は、遅くとも「入居開始の2週間前」までに完了）</b></li> <li>検査で不適合が判明した場合は、親メーターのみの検針・料金徴収となります ※「連合専用」適用可能ならば、申請いただく</li> <li>検査（現場）において、子メーターの閉栓を実施します。 ※子メーター（私設消火栓を除く）の水道使用開始は各戸検針契約締結後の、各戸等の使用者との給水契約締結後（開栓依頼）となります。</li> </ul>
<p><b>給水装置所有者等の変更</b></p>	<p>給水装置所有者等（契約者）の変更が生じた際は、給水装置所有者等変更届を提出後、（再）契約を締結</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水装置所有者等と契約締結 ※局決裁 契約内容を確認し、契約書1部を渡します</li> <li>新築分譲マンション等の場合、施主から管理組合に給水装置所有者等が変更になる場合があるため、その際は変更手続きと再契約を締結する。（引き渡し後に、管理組合が設立される）</li> </ul>